

ポイント

(令和5年度漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について)

1. 趣旨

第5期中期目標により示された目標の達成に向けて、令和5年度計画に定めた取組みにおいて「業務運営の検証委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う」と定めるもの及び実績の検証が必要と判断されるものについて以下のとおり検証を行った。

2. 検証の結果

(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

ア 重点的に引受けを推進する対象の選定について

○ 国の各種施策等によって発生する新たな資金需要を調査したところ、

①養殖業の成長産業化（魚類養殖・陸上養殖）にかかる設備投資や運転資金、

②海業にかかる漁協資金（直売所・食堂等）、

③スマート水産業にかかる設備投資資金（自動給餌器等）の順で資金ニーズが期待できると判断された。

○ 今後は、基金協会、融資機関、水産庁等と意見交換をしながら検討を進め、重点的に引受を推進する対象を選定する。

イ 関係機関と連携した利用促進について

○ 関係機関連携による利用促進のため、経営改善漁業者向けリーフレットを作成・配布すると共に、水産庁の作成する養殖業者向け資料に漁業信用保証保険制度に関する説明を追加し、制度の普及に努めた。

(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

ア 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(ア) 大口保証に係る事前協議の適切な実施について

- 経営指標の解説及び重点的にチェックする経営指標を示した「経営指標の見方及び重点チェック指標」を令和5年4月に作成し、引受審査において活用を開始した。
- 基金協会と信用基金での審査目線の統一を図るため、令和5年1月に基金協会に提示した「大口保証に係る事前協議の審査ポイント」を踏まえつつ、償還計画の考え方等について意見交換を行い、適確な保証審査を促した。

(イ) 関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けた取組

- 全国協会本所、全漁連及び信用基金にて、期中管理に係る取組の検討・協議を開始し、
効果的な期中管理がなされていない県域や代位弁済が多い県域における効率的かつ実効性のある期中管理方法を整理した。
他方、既に、効果的な期中管理に取り組んでいる県域については、引き続き従来の期中管理を継続できる整理とした。
- 令和6年度から、上記整理に基づく期中管理の取組が開始されるよう、取組開始後のモニタリング方法やモニタリング県域の選定等の諸課題について関係機関との協議を継続する。

イ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

- 求償権の償却に関する実態調査の結果、求償権の償却が進むものと進まないものとの差異が明らかとなった。
また、協会（支所）によって案件の捉え方に幅があるため、取扱いに差異が生じないよう考え方の周知徹底を図ることが必要であると判明した。
これらを踏まえ、農業信用基金協会での求償権の管理状況について農業部門とも情報交換し、ガイドラインの骨格

案を作成した。

- 骨格案をベースとしながら保証協会等他機関との意見交換や主務省等への相談・協議、法令面・会計面での整合性の検証などを踏まえて、5年度末までに指針（ガイドライン）の骨格を基金協会へ共有することとする。

(3) その他事務処理の適正かつ迅速な実施

- 令和5年度上半期における各事務（大口保険引受事前協議、保険金支払審査、短期資金貸付審査事務）について、いずれも標準的な処理の期間内に案件の処理を行った。
- 求償権管理に係る基金協会から信用基金への通知等について、求償権回収促進協議に係る調査様式の廃止を検討した。調査様式の廃止により提出書類は全体で約3,000枚減少する見込みである。

令和 5 年 12 月 20 日

漁業部門

令和 5 年度漁業信用保険業務運営の検証について

1 趣旨

第 5 期中期目標に掲げられている「社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」及び「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち「その他事務処理の適正かつ迅速な実施」の達成に向けて、令和 5 年度計画に定めた取組において、「業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う」等としたこと。

また、「漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」のうち「保険事故率の低減に向けた取組の実施」及び「適切な求償権の管理・回収の取組の促進」の実施について、その効果等について検証を行い、将来の在り方について検討を行う必要があることから、以下のとおり検証を行った。

2 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

信用基金（漁業部門）の保険引受けは、独法化以降、長期的には減少傾向となっている。

信用基金だけでなく、基金協会においても保証残高の減少傾向が続けば、漁業信用保証保険制度の維持・運営が立ち行かなくなる恐れがあることから、新たな成長分野の引受けの拡大等、利用者のニーズを把握しつつ、漁業信用保証保険制度の利用促進の取組を行う必要がある。

1 重点的に引受けを推進する対象の選定について

(1) 取組実績

スマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要や、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にも対応した漁業信用保険の引受けを進める必要があるため、これら施策によって発生する資金規模や、漁業者等の資金ニーズを把握するため、水産庁関係課に聞き取り調査を実施した。

その結果として、現時点での重点的に引受けを推進していく対象として、以下の順で資金ニーズが期待できると判断された。

- ① 養殖業の成長産業化（魚類養殖・陸上養殖（小規模））にかかる設備投資や運転資金

養殖業者の設備・運転資金は資金需要あり。陸上養殖業者についても、小規

模養殖業者をターゲットとして償還蓋然性を確保しつつ、保証引受けを進めていく必要がある。

② 海業にかかる漁協資金（直売所・食堂等）等

制度が普及する令和7～8年頃を目処に融資・保証が伸びる可能性があると考えられるため、どのような場合に保証の対象となるのかを整理し、保証推進していく必要がある。

③ スマート水産業にかかる設備投資資金（自動給餌器等）

現時点で実装されているのは一部にとどまっているが、政策的な重点分野でもあり、今後の発展が期待できる。常に現場への普及状況を確認することが重要。

(2) 今後の対応

下半期は、有望と考えられる対象分野について、実際に基金協会、全漁連、農林中金、水産庁等と意見交換をしながら検討を進め、対象を選定することとする。

なお、令和5年4月より、漁業経営改善制度について、特定の取組を行う場合の経営改善計画の認定基準が緩和されており、本制度の積極的な活用を促していくことが、保証推進の一助になると考えられる。

2 関係機関と連携した利用促進について

(1) 取組実績

関係機関連携による利用促進のため、経営改善漁業者向けリーフレットを作成・配布すると共に、水産庁の作成する養殖業者向け資料に漁業信用保証保険制度に関する説明を追加し、制度の普及に努めた。

(2) 今後の対応

令和6年度以降においても、各種会議の場等を通じ、リーフレットの配布等により、漁業信用保証制度について漁業者等への周知により利用促進を図る。

3 漁業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保

1 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(1) 大口保証に係る事前協議の適切な実施について

① 財務状況等の信用リスクに応じた引受審査について

ア 取組実績

令和5度より大口保証引受事前協議（以下、「大口事前協議」という。）における引受審査にて、信用リスク評価の一層の適正化を図るため、一般的な経営指標や漁業種類別経営指標の解説及び重点的にチェックする経営指標を示した「経営指標の見方及び重点チェック指標」を令和5年4月に作成し、引受審査において活用を開始した。

重点的にチェックする経営指標については、大口事前協議において以下の判断を行う際に活用することとし、上半期の大口事前協議全件（17件）において導入した。

i 設備資金・負債整理資金及び総合償還計画の判断

償却前利益が償還原資と考えられることから、「実質有利子負債キャッシュフロー倍率」を重点的チェック指標とし、償還能力を確認。

ii 運転資金の適正規模の判断

正常な運転資金の範囲内での対応を基本とすることから、正常な運転資金の算出にあたり、「棚卸資産回転期間」「売掛債権回転期間」を重点的チェック指標とし、不良在庫、不良債権の有無を確認。

上記の重点的チェック指標について、基準値を超える場合等においては、その要因を確認のうえ、妥当性を検証することとし、その検証内容については、審査判断を行ううえでのノウハウとして蓄積し、共有することで、職員毎に審査が偏らず、一定のレベルで適正な審査となるよう努めた。

イ 今後の対応

令和6年度以降においても、上記取組を継続しつつ、職員の作業負荷を審査日数等から検証し、必要に応じて取り組み内容の改善を図る。

② 運転資金の適正規模の考え方に沿った引受実施について

ア 取組実績

大口事前協議における運転資金の引受審査にあたっては、「運転資金の適正な引受規模の考え方」を踏まえ、運転資金を經常資金、出漁資金、養殖種苗購入育成資金、資金繰り資金に分類のうえ、資金の必要性、妥当性、返済確実性の観点から、資金繰り計画や操業計画等を精査し、当該運転資金が正常な運転資金の範囲内であるか確認したうえで諾否の審査を行った。

その結果、上半期の全案件（8件）について、実質旧債振替に該当するものはなく、正常な運転資金の範囲内であることが確認されたことから「運転資金の適正な引受規模の考え方」については概ね浸透されているものと思料する。

（参考）

出漁等運転資金	2件	計750百万円
組合事業運転資金	1件	計800百万円
魚類養殖育成資金	3件	計161百万円
水産加工原料購入資金	2件	計500百万円

また、令和5年4月から新たに「経営維持資金」として保険料率区分を

1. 20%とした事業資金の中の旧債振替資金については、漁業保証保険システムにより保険料率区分の適用状況を確認した。

その結果、令和5年9月末の引受実績累計において旧債振替を行った案件は27件、460,286千円（前年同期2件、8,475千円）となった。

資金使途等の確認を行った結果、過去から同額更新や減額更新を行っている案件を旧債振替としており、正しい理解のもとで適正な運用が開始されているものと思料する。

イ 今後の対応

令和6年度以降においても、引き続き正しい考え方に基づいた対応が行われているか大口事前協議等を通じて確認していく。

③ 基金協会に適確な保証審査を促す取組について

ア 取組実績

基金協会と信用基金での審査目線の統一を図るため、これまでの大口事前協議での事例を踏まえた留意事項等をもとに、信用基金における審査の視点を整理し、令和5年1月に「大口保証に係る事前協議の審査ポイント」を作成・提示した。

大口事前協議においては、同審査ポイントを踏まえつつ、償還の蓋然性を検証する上で重要となる償還計画の考え方や作成方法等について意見交換を行い、必要に応じて基金協会に対し、償還計画等の再提出を求めるなど、適確な保証審査を促している。

また、基金協会と信用基金での審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意いただきたい審査ポイント等の共有を図るため、令和4年度に大口保証事前協議を行った案件に焦点を当て、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における審査ポイント整理票」を作成し、基金協会に提示した。

イ 今後の対応

令和6年度以降においても、大口事前協議を通じて基金協会と意見交換等を行い、引き続き適確な保証審査を促すこととする。

(2) 関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けた取組

令和3年度に信用基金より、設備資金に比べて事故率が高く、リスク低減を早急に図る必要性が高いと考えられる運転資金について問題提起し、令和4年度より「漁業信用保証保険制度における事故率低減に向けた関係機関における役割分担」の運用を開始。また、参考として「漁業信用基金協会及び融資機関における期中管理の行動指針」を示しているところ。

① 取組実績

令和5年4月より、全国漁業信用基金協会本所（以下「全国協会本所」という。）、全国漁業協同組合連合会（JFマリンバンクの指導機関。以下「全漁連」という。）及び信用基金にて、令和4年度に全国協会本所と全漁連が協力のうえ検討された期中管理等に係る協議内容をたたき台に、期中管理に係る共通的な取組の検討・協議を開始。

協議を行う中で、系統融資機関と保証機関との連携不足や人員不足等により、効果的な期中管理がなされていない県域や代位弁済が多い県域における効率的かつ実効性のある期中管理方法として以下のとおり整理。

ア 期中管理は、融資・保証先（借入者）の業況等の把握と償還能力の変化（予兆）や延滞発生時の初動を適切かつ迅速に行うことを目的とし、こうした局面が生じた際に

- ・ 償還能力低下の原因分析（当初の融資・保証判断時との乖離）
- ・ 必要に応じた対策づくり（経営改善計画の策定等）

による融資・保証継続判断を行うために、償還能力に重点を置いた共通審査項目を設ける。

イ 期中管理の行動指針は、期中管理の効率性と実効性を確保するために、重点管理対象先を明確にし、融資・保証機関が連携して取り組む事項として設ける。

他方で既に融資機関及び保証機関が連携し、効果的な期中管理に取り組んでいる県域については、引き続き従来の期中管理を継続できる整理とした。

② 今後の対応

令和6年度から、上記整理に基づく期中管理の取組が開始されるよう、取組開始後のモニタリング方法やモニタリング県域の選定等の諸課題について関係機関との協議を継続する。

2 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

基金協会における求償権の固定化の状況等の実態調査や他の保証機関での求償権の管理状況についての調査を行うとともに、償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等の指針（ガイドライン）の骨格を整理し、基金協会に示すことについて、以下の取組を行った。

（1）取組実績

令和5年4月に基金協会へ求償権の償却に関する実態調査を行い、基金協会が

償却をためらっている理由と、その課題を解消するための事例やアイデアを募集した。

実態調査から大きく分けて求償権の償却が進むものと進まないものがあることが判明した。

[償却が進むもの]

- ・破産・会社整理、本人死亡（かつ相続財産・相続人手続きが容易）など法的根拠・事実が明確で確認書類が入手しやすいもの

[償却が進まないもの]

- ・相続人・相続財産の把握が困難（どこまで費用をかけて追求すべきか）
- ・無資力又はそれに近い状態の判断が困難（協会・支所によって対応に幅があり）
- ・担保・資産に関して、費用対効果の見極めがつかない（何をもって財産の価額が取立に要する費用に満たないと判断すればいいのか）

また、求償権をめぐる状況（債務者等の現状、資産処分状況、回収見込みなど）が同じでも、協会（支所）によってその捉え方に幅があるため、取扱いに差異が生じないように考え方の周知徹底を図っていくことが必要であることが判明した。

これらを踏まえ、償却基準とそれに対応する課題、その課題をクリアするための事例・アイデア等をまとめるとともに、農業信用基金協会での求償権の管理状況について農業部門とも情報共有し、税制面での取扱なども参考とし、ガイドラインの骨格案を作成し、令和5年9月に水産庁へ提出した。

(2) 今後の対応

骨格案をベースとしながら保証協会等他機関との意見交換や主務省等への相談・協議、法令面・会計面での整合性の検証などを踏まえて、5年度末までに指針（ガイドライン）の骨格を基金協会へ共有することとする。

4 その他事務処理の適正かつ迅速な実施

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上のため、主に以下の取組を実施し、事務処理の適正化及び簡素化を図った。

(1) 漁業信用保険業務に関する各事務の処理状況

① 取組実績

年度計画において、保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程（表1）内に確実に案件の処理を行うこととしており、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。

表 1 標準的な処理の期間・日程

	標準的な処理の期間・日程
大口保険引受事前協議	10営業日
保険金支払審査	22営業日
短期資金貸付審査	借入申込書受理後3営業日
保険通知の処理・保険料徴求	
・協会からの保険料納付期限	毎月末日まで
・協会からの保険通知書等提出期限	前月20日まで
・信用基金からの保険料支払請求書の送付	納付月の15日頃
納付回収金の収納	
・協会からの回収納付金の納付期限	毎月末日まで
・協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限	前月末まで
・信用基金からの回収金納付通知書の発出	納付月の15日頃
長期資金貸付審査	
・協会からの借入申込書の提出期限	貸付予定日の7営業日前まで

【定量的指標の達成状況】

令和5年度上半期における定量的指標の達成状況は、表2のとおりである。いずれの事務についても、処理率100%であり、指標値(処理率80%)を大きく上回った(表2)。

表 2 各事務の処理状況

	対象件数	標準的な処理の期間・日程内の処理件数	処理率
大口保険引受事前協議	17件	17件	100%
保険金支払審査	7件	7件	100%
短期資金貸付審査	1件	1件	100%
協会からの保険料納付期限	24件	24件	指標設定なし
協会からの保険通知書等提出期限	20,091件	20,091件	〃

信用基金からの保険料支払請求書の送付	24件	24件	〃
協会からの回収納付金の納付期限	22件	22件	〃
協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限	22件	22件	〃
信用基金からの回収金納付通知書の発出	22件	22件	〃
協会からの借入申込書の提出期限	1件	1件	〃

② 今後の対応

今後も、保険引受け及び保険金支払等に係る各事務について、標準的な処理の期間又は日程に沿って確実に処理を行う。

(2) 漁業信用保険業務に関する手続の簡素化状況

① 取組実績

求償権管理に係る基金協会から信用基金への通知等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえつつ、現行の通知事項や様式の内容等について簡素化が可能かどうか複数の基金協会に聴取し精査の上、毎年4月末提出期限の求償権回収促進協議に係る調査様式(求償権回収計画のうち求償権分類管理表及びその付表)の廃止を本年9月に検討した。

求償権回収促進協議は、合理化・簡素化の観点から、これまでは全協会・支所と協議していたが、現在は過去の平均回収額の高い上位3協会・支所との協議に見直ししており、現行の協議体制においては、当該調査様式を全く使用しておらず不必要なものであることから、調査様式の廃止により提出書類は全体で約3,000枚減少する見込みである。

② 今後の対応

令和6年4月の求償権回収促進協議は、簡素化した調査様式で実施できるよう令和5年度中に取扱要領を改正する。

また、今後も基金協会の事務負担軽減と業務の質的向上に資する観点から、事務手続の簡素化等の可否について、業務における気づきや課題を整理し、必要に応じて取扱要領、マニュアル等の見直し・整備を行う。